

## 経営企画委員会会議録

I 日 時 令和 7 年 2 月 19 日（水）

午前 9 時 59 分開会

午前 11 時 28 分休憩

午前 11 時 33 分開議

午後 1 時 2 分閉会

II 場 所 大会議室

III 出席委員

委員長 川上 浩

副委員長 大門 良輔

委員 佐藤 則寿

〃 横田 誠二

〃 立村 好司

〃 庄司 昌弘

〃 瘡師 富士夫

〃 筱岡 貞郎

IV 出席説明者

知事政策局

知事政策局長 川津 鉄三

知事政策局次長（成長戦略室長・デジタル化推進室長）  
滑川 哲宏

知事政策局次長（働き方改革・女性活躍推進室長）  
・経営管理部参事（組織改革担当）

山本美穂子

参事（成長戦略室戦略企画課長）

島田 太樹

参事（デジタル化推進室情報システム課長）

中本 亮

広報・ブランディング推進室長（広報課長）

荻浦明希子

成長戦略室課長（復旧・復興担当）・行政経営室課長  
小守 潤

成長戦略室ウェルビーイング推進課長  
牧山 貴英

成長戦略室民間活力導入・規制緩和推進課長  
武脇 仁

成長戦略室カーボンニュートラル推進課長  
前山 巖

デジタル化推進室デジタル戦略課長  
長岡 憲秀

デジタル化推進室行政デジタル化・生産性向上課長  
山本 真睦

働き方改革・女性活躍推進室少子化対策・働き方改革推進課長  
荒木美智子

広報・ブランディング推進室ブランディング推進課長  
初田 正樹

#### 危機管理局

理事・危機管理局次長

中林 昇

参事（消防課長） 辻井 秀幸

防災・危機管理課長（防災・危機管理課課長（地域  
防災担当）） 熊本 誠

#### 経営管理部

経営管理部長（行政経営室長）

南里明日香

公民連携推進監 吉田 守一

理事・経営管理部次長

坂林 根則

参事（人事課長） 矢野 康彦

|                 |    |    |
|-----------------|----|----|
| 参事（財政課長）        | 掃本 | 之博 |
| 人事課課長（県庁活性化等担当） |    |    |
|                 | 吉尾 | 望  |
| 秘書課長            | 開発 | 清史 |
| 総務課長            | 福田 | 聡浩 |
| 総務課課長（政策法務担当）   |    |    |
|                 | 北市 | 智大 |
| 行政経営室行政運営課長     |    |    |
|                 | 浜元 | 孝之 |
| 行政経営室課長         | 清水 | 了真 |
| 行政経営室県有財産活用推進課長 |    |    |
|                 | 吉井 | 英宏 |
| 統計調査課長          | 尾田 | 和代 |
| 学術振興課長          | 水上 | 優  |
| 管財課長            | 渡邊 | 正和 |
| 税務課長            | 本吉 | 真大 |
| 出納局             |    |    |
| 会計管理者           | 波能 | 映子 |
| 監査委員事務局         |    |    |
| 監査委員事務局長        | 齊木 | 志郎 |
| 人事委員会事務局        |    |    |
| 人事委員会事務局長       |    |    |
|                 | 籠浦 | 克幸 |

## V 会議に付した事件

- 1 閉会中継続審査事件について
- 2 陳情の審査
- 3 その他

## VI 議事の経過概要

- 1 閉会中継続審査事件について
  - (1) 説明事項

南里経営管理部長

- ・ 2 月定例会付議予定案件（総括）について

川津知事政策局

- ・ 2 月定例会付議予定案件について

中林理事・危機管理局次長

- ・ 2 月定例会付議予定案件について

南里経営管理部長

- ・ 2 月定例会付議予定案件について

## (2) 質疑・応答

川上委員長 以上が、2 月定例会付議予定案件の説明です。

この内容については、定例会の付託委員会で十分審査をお願いすることになりますが、今ほどの説明において、計数等に特に御不審の点がありましたら御発言願います。  
——ないようでありますので、以上で2 月定例会付議予定案件の説明を終わります。

## (3) 報告事項

川津知事政策局長

- ・ 令和 6 年度サンドボックス予算の執行実績及び予算（案）への反映状況について

中林理事・危機管理局次長

- ・ 令和 6 年度サンドボックス予算の執行実績及び予算（案）への反映状況について

南里経営管理部長

- ・ 令和 6 年度サンドボックス予算の執行実績及び予算（案）への反映状況について

波能会計管理者

- ・ 令和 6 年度サンドボックス予算の執行実績及び予算（案）への反映状況について

資料配付のみ

戦略企画課

- ・大阪・関西万博への出展について
- ・富山県総合計画審議会の開催について

ウェルビーイング推進課

- ・ウェルビーイングの広報・普及に向けた取組について
- 少子化対策・働き方改革推進課
- ・子育て支援・少子化対策に関する新たな基本計画（答申案）について

防災・危機管理課

- ・2月4日からの大雪に係る県内被害状況等について

行政経営室

- ・令和7年度県庁活性化の取組み

学術振興課

- ・令和8年度以降における県立・私立高等学校入学定員割合（公私比率）について

#### (4) 質疑・応答

佐藤委員

- ・避難所運営について
- ・消防白書に基づく対応について
- ・再生可能エネルギー導入について

横田委員

- ・災害対応についてについて

立村委員

- ・県内の私立学校について
- ・NHK跡地について
- ・小水力発電について

庄司委員

- ・地方創生とデジタルトランスフォーメーションの推進について

瘡師委員

- ・高校の公私比率撤廃について

筱岡委員

- ・大雪による人的被害の状況について
- ・県への政府機関の誘致について

大門委員

- ・税制改正による県税への影響
- ・NHK跡地の活用について

川上委員長　それでは、報告事項に関する質疑及び所管行政一般についての質問に入ります。

質疑・質問はありませんか。

佐藤委員　私からは、3項目につきまして質問をさせていただきます。

初めの質問でございますが、避難所運営について伺います。

新田県知事は、防災庁など政府機関の富山誘致に力を入れるとのことであります。そのためにも、私は激甚化・頻発化する自然災害にも対応できる県土強靱化促進や人命・人権最優先の防災立県を構築するとの強い意思、決意が重要だと考えております。

また、今南海トラフの巨大地震、首都直下型地震という国難級の災害が予想されるときでございます。事前対策の強化が必要であります。さらに、発災直後から被災者が避難所で尊厳ある生活を営むための環境を整備することが重要であります。

そこで、避難所運営についてでございますが、避難住民が運営するということが原則とされてきましたけれども、能登半島地震においては、その被災地域の自治体職員や住民自身が避難所を運営するには限界があるということが露呈をされました。そこで、他の自治体や民間組織が主体を担えるような枠組みの検討が必要だと考えておりますが、熊本防災・危機管理課長に見解を伺います。

**熊本防災・危機管理課長** 能登半島地震では、避難所運営の人員不足が見込まれた氷見市に対して、発災翌日の令和6年1月2日から17日までの間、県内の11市町村から延べ80名の職員に応援に入ってくださいました。また、自主防災組織の中には、主体的に避難所の開設・運営をできなかったところがあるなど、被災地域の自治体職員や住民による避難所運営体制について課題となりました。

県では、こうした課題に対して有識者によりまず災害対応検証会議を設置いたしまして検証を行い、昨年12月に報告書を取りまとめております。その報告書において、避難所運営体制に対する改善の方向性について、県と市町村がワンチームとなって被災自治体を支援する体制、チームとやまを整備すること。また、県、市町村、自主防災組織、防災士、NPO団体等が連携し、避難所の運営や環境整備等を議論する防災ネットワーク会議を定期的を開催するという。さらに、避難所のあり方を検討するプロジェクトチームを設置するといったことなどとしたところでございます。

県といたしましては、これらの取組を着実に推進し、被災地域の自治体や住民による避難所運営が困難な場合であっても、県内市町村や民間団体をはじめとする関係者と連携して対応できるよう、体制の構築に努めてまいりたいと考えております。

**佐藤委員** 石破総理も、先ほど申し上げましたとおり防災庁の創設に力を入れるという流れがありますし、国が主導して人命、人権を最優先するという対策を国としてもしっかりとやっていくということも重要だと考えております。

いずれにしても、県では既に様々なネットワークを構築して、協議や対応をしているということでもありますので、また今後もよろしくお願いしたいと思います。

それで、一方、日本のこの避難所について、子供目線が欠けているという指摘があります。そうした中で、公明党といたしましても、能登半島地震でもキッズスペース設置を繰り返し要請をしてきたところでございまして、昨年12月に政府の避難所運営ガイドラインが改定をされました。キッズスペース設置というのは初動段階に検討すべき項目に引き上げることになりました。

もちろん限られた空間での場所の確保は困難で、簡単ではないと思っておりますけれども、言うまでもなく子供を守ることは日本の未来を守ることにつながることであって、本県が掲げるこどもまんなか社会の観点からも、このキッズスペースの設置は重要と考えておりますが、本県の対応について熊本課長の見解を伺います。

**熊本防災・危機管理課長** 避難所におけますキッズスペースの設置につきましては、災害の影響を受け、厳しい状況に置かれている子供の生活環境を改善し、心のケアを行う上で重要であると考えております。

委員から御説明のあったとおり、昨年12月に改訂されました国の避難所運営等避難生活支援のためのガイドラインにおきまして、キッズスペースの設置は初動段階で検討すべき項目とされたところでございます。これを受けまして、県の避難所運営マニュアル策定指針におきましても、同様の見直しを行いたいと考えております。

一方で、キッズスペースの設置のためには広さが限られている避難所内でのスペースの確保に加えまして、必要な物資や子供の見守りを行う人員の確保などの課題もございます。能登半島地震の際に石川県が金沢市内に設置した1.5次避難所におきましては、金沢市内の幼稚園、保育園やNPO等の協力によりキッズスペースが設置されたと聞いております。



県といたしましては、このような取組事例を収集、研究いたしまして、避難所の設置者であります市町村や関係団体と連携しながら、キッズスペースの設置に向けた取組を進めてまいります。

**佐藤委員** 世界的に戦争や災害で心に傷を負った子供たちにとって、キッズスペースが単なる遊び場ではなくて、過酷な体験をおもちゃと玩具で再現して平常心を取り戻す、そういったことが子供のレジリエンスを高めて心身の健全な発達に役立つと言われておりますので、今ほどの石川県の例もございますので、また対応をお願いいたしたいと思います。どうもありがとうございました。

引き続き消防白書に基づく対応について伺わせていただきます。

総務省消防庁から、1月21日に能登半島地震の対応を盛り込んだ2024年度消防白書が公表されました。発災直後に緊急消防援助隊が速やかに現地入りできなかったことから、車両の小型化、空路・海路での応援部隊投入などの対応を進めていくと総括をされております。今後の本県の対応について、辻井参事・消防課長に所見を伺います。

**辻井消防課長** 能登半島地震では、本県も緊急消防援助隊を派遣し、1月10日から13日間、倒壊建物内や土砂崩れ現場等での要救助者の検索活動などを行いました。派遣後の報告会では、道路損壊や土砂崩落等により現地へのアクセスが困難であった旨報告を受けております。

国では、こうした現地の状況を受け、令和6年度補正予算において、新たに能登半島地震を踏まえた緊急消防援助隊の体制強化として、機動性の高い小型・軽量化された車両——機動前進指揮車や救助先行車を無償で配備することとしております。

新たな小型車両の配備の要望は、現在の小型車両の有無

等各消防本部の実情に応じてなされるものと考えておりますけれども、県としては緊急消防援助隊が大災害時に現地で効果的に活動できるよう、各消防本部から小型車両の無償配備の要望があれば、その旨国に要望してまいりたいと思っております。

また、緊急消防援助隊用の車両は緊急防災・減災事業債の対象となっておりまして、配備の相談が寄せられた場合は、制度の周知や助言など適切に対応してまいりたいと考えております。

また、併せて委員から御紹介のありました空路・海路での応援部隊の投入については、能登半島地震の検証でも自衛隊や海上保安庁と連携した輸送機や船舶等での進出が有効とされております。県としましては、自衛隊をはじめ関係機関と引き続き訓練など様々な機会を通じて平時から顔の見える関係づくりを構築しまして、発災時の空路・海路からの進出についても、迅速かつ円滑に連携した行動が取れるよう、関係機関との連携体制の強化に努めてまいりたいと考えております。

**佐藤委員** 顔が見える関係づくりや現場の対応、国との連携、様々あるかと思っておりますけれども、その県としての役割は大変大きいものだと思っておりますので、またよろしくお願いしたいと思っております。

また、この白書ですけれども、輪島朝市周辺で起きた大規模火災を教訓にして、消火活動の在り方や情報収集用のドローンや無人走行放水ロボットなどの整備についても揭示がございます。これについて辻井参事に本県の取組を伺います。

**辻井消防課長** ドローンにつきましては、被害状況や災害推移の把握、部隊運用や水難救助活動等に効果的でありますことから、県では各消防本部においてドローンの積極的な

整備に取り組んでいただきたいこと、また災害対応ドローンの整備は緊急防災・減災事業債の活用が可能であること等を周知しますとともに、各消防本部においてドローンが効果的に運用できるよう、消防庁のドローン技術指導アドバイザー育成研修の参加などを呼びかけてまいりました。県としては、今後とも各消防本部に対しドローンの整備・活用を働きかけてまいりたいと考えております。

また、無人走行放水ロボットにつきましては、津波到達前の浸水想定区域での大規模火災や、木造密集地域、トンネル火災など消火活動の困難性及び危険性が高い現場において、消防力の劣勢を補い、活動隊員の安全を確保した消防活動を行う資機材でございます。これも国の令和6年度補正予算で新たに能登半島地震を踏まえた緊急消防援助隊の体制強化として無償で配備することとされており、また令和7年度より緊急防災事業債の対象となっております。県としましては、配備の相談が寄せられた場合は、制度の周知や助言など適切に対応してまいりたいと考えております。

**佐藤委員** 東日本大震災のときなどは、消防団員が大変多く亡くなったということがありましたし、何よりもこの緊急消防援助隊員の対応についても、また新しい機材等々開発も進んでおりますので、積極的な利用等をまた促していただきたいと思います。

それで、援助隊員の環境改善策として、冷暖房機能付きの高性能エアテントというものがあるそうですけれども、その追加配備なども掲げられております。それで、この件につきましても見解を伺います。

**辻井消防課長** 今ほど委員から御紹介ありましたとおり、国では元日に発災した令和6年能登半島地震の教訓を踏まえ、猛暑や厳冬期の過酷な環境下における緊急消防援助隊の活

動環境改善のため、冷暖房を完備した高機能エアテントを無償で追加配備することとしております。

県としましては、緊急消防援助隊が被災地の過酷な状況においても円滑な活動ができるよう、環境改善は必要と考えており、また県内消防本部のエアテントの配備状況から、被災地の状況あるいは緊急消防援助隊の派遣人数により、冷暖房機能付きの高機能エアテントが足りなくなることも考えられることから、各消防本部から要望のある緊急消防援助隊の資機材については、国の無償使用制度等により速やかに配備いただきたいと考えております。

**佐藤委員** いずれにしても、国も積極的に対応を進めておるところですので、先ほど申し上げたとおり、しっかりと対応をまたお願いしたいと思います。

引き続き、3点目の質問に入らせていただきます。

再生可能エネルギーの導入について伺わせてもらいます。

御案内のとおり、ロシア等によるウクライナ侵略や緊迫化する中東情勢が続く中で、化石燃料の輸入に依存する日本のエネルギー安全保障の危機がますます顕在化しておるところであります。

国内では、生成AIの登場や半導体工場の稼働など、電力需要の大幅増が見込まれる中であります。そういう中で、脱炭素電源の確保が最重要課題になっておるところであります。そこで、大幅な電力需要増に対応するエネルギー政策は、まずは徹底した省エネの推進と考えますけれども、工場や事業所の省エネ設備の更新や家庭向け支援などについて、前山カーボンニュートラル推進課長に本県の取組について伺います。

**前山カーボンニュートラル推進課長** エネルギー需給についてでございますが、今後、データセンターや半導体工場の立地などによりまして、電力需要が大幅に増加すると言わ

れております。その需要に対応するためには、まずは徹底した省エネ対策の推進が重要であると考えております。

県といたしましては、今年度の補正予算や新年度予算におきまして、事業者向けの支援策といたしまして中小企業トランスフォーメーション補助金によりまして、昨年度に引き続き中小企業の省エネ設備の導入や省エネ診断によるエネルギー消費量、あるいはCO<sub>2</sub>の排出量の見える化を支援しております。

また、脱炭素化モデル中小企業育成事業といたしまして、太陽光発電設備や高効率な空調設備・給湯設備などの導入において、CO<sub>2</sub>削減効果が高く、他の企業のモデルとなる取組についても重点的に支援してまいります。

また、家庭向けにつきましては、主に3つの取組を進めることとしておりまして、1つ目は今年度に引き続き太陽光発電設備、蓄電池などへの導入支援。2つ目は省エネ性能の高いエアコン、冷蔵庫、LED照明、高効率給湯器の購入者へのポイント付与による買い換え促進キャンペーンでございます。3つ目は、新たに県独自の高气密・高断熱などの基準を満たす省エネ性能に優れた住宅の工事費に対する支援などに取り組むこととしております。

昨今のエネルギー価格高騰の負担軽減や温室効果ガスの排出削減の観点からも、まずは省エネの徹底的な推進を図り、その上で再生可能エネルギーの導入を進めるといった段階的なアプローチというのが重要と考えております。今後とも省エネの必要性や効果と支援制度を併せて周知するなど、県民・事業者への普及啓発に関係部局と共に取り組んでまいります。

**佐藤委員** 明年度予算の説明にもございました、本県が取り組んでいること、またさらに積極的に研究等も続けていただきたいと思います。

国においては、それこそ昨日、第7次のエネルギー基本計画が閣議決定をされたところでありますけれども、この再エネ主力電力化の切り札というのは、例えばいわゆるペロブスカイト太陽電池や洋上の風力発電、そういったものが重要と言われてきておりますけれども、安定的な電源が期待できる地熱や水力、バイオマス発電の活用、さらに再エネ由来の水素、またアンモニアの製造・利用も重要だと考えております。

そこで、再エネ由来の地熱発電や、水素やアンモニアの製造・利用について、前山課長の見解を伺います。

**前山カーボンニュートラル推進課長** 地熱発電は、天候に左右されず安定した発電というものが可能でありまして、再生可能エネルギーとして有望な選択肢であると考えております。本県でも立山温泉地域や魚津地域での地熱発電導入の可能性を探ってきたところでございます。

一方、国の新たな総合経済対策におきましては、独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構——いわゆるJOGMECという機関ですけれども、そちらで資源調査から掘削まで主体的に担うスキームが示されているほか、高温の地熱層に流体を循環させ発電に利用するクローズドループという次世代型地熱技術の早期事業化を促進することとされております。今後は、こうした支援策の活用も視野に入れながら、関係部局と共に研究を進めてまいりたいと考えております。

また、水素やアンモニアにつきましては、燃焼時にCO<sub>2</sub>を排出しないクリーンエネルギーとして期待されております。本県では一昨年、産学官で燃料水素・アンモニアサプライチェーン構築に向けた連携協力協定というものを締結いたしまして、産業界のエネルギー転換の推進に向けた支援体制の整備などに努めているところでございます。

さらに、昨年6月には伏木富山港港湾脱炭素化推進計画を策定し、受入れ拠点として必要な設備・体制等に関する調査検討を行っております。加えて、県内企業におきまして、港湾から内陸の工場までの最適な輸送・貯蔵方法の検討や輸送実証調査を実施する予定となっております。

県といたしましては、引き続き地熱発電の実現可能性の検討を進めますとともに、水素、アンモニアにつきましては北陸地域全体での需要創出のほか、港湾での受入れ体制や最適な輸送方法の構築など、供給面でも3県の産学官が連携して検討を進めまして、これらの取組を通じて本県のカーボンニュートラルの実現を目指してまいりたいと考えております。

**佐藤委員** いずれにしましても、積極的な取組ですね、地熱発電についても新たな技術、クリーンエネルギー等にもしっかりと様々なところと連携取りながら、積極的な推進を期待いたしまして、私の質問を終わります。

**川上委員長** ここで、暫時休憩いたします。休憩時間は5分間といたします。

〔休憩〕

**川上委員長** 休憩前に引き続き会議を開きます。

**横田委員** 私からは、本日の報告事項「大雪に係る県内の被害状況等について」に関して。今回の大雪の県内被害情報の収集に活用されたと思いますが、本県においては、市町村及び消防本部に最新の気象情報を提供するとともに、市町村からの災害の被害情報等をリアルタイムで把握するなど、防災業務の効率化を図り、適切かつ機動的な災害予防及び災害応急対策に資するため、富山県総合防災情報システムを整備されています。このシステムは、県と市町村との情報連携は進めることができますが、各市町村内部における部局間の被害情報等の情報共有は図れないと認識し

ています。

このため、例えば私の地元の高岡市においては、別途情報防災関連システムの導入を進めて、市内部での被害情報などを迅速かつ確実に共有を図っていると。

隣の県、石川県の金沢市でもこうしたシステムの導入が進められていると伺っています。システム導入によって、例えば災害対策本部にリエゾンを派遣せずとも、本部と各部局間で相互に情報の伝達及び収集が可能となるなどの効果も期待されます。

ちなみに高岡市では、導入費用として5,000万円、維持管理費として毎年約240万円を要する。システムを自治体オリジナルに改修しようとした場合に、金沢市ではシステム購入業者から1億円かかりますと言われたと、高岡市の災害担当部局の方からお聞きしました。

高岡市においては、システムを標準装備のまま使用されておりまして、システムへの入力情報は県のシステムに同時に反映されるということになってはいますが、一部の情報——例えば災害対策本部設置情報などは、県のシステムに別途入力が必要ということになっています。

今後は、御案内のとおり災害の頻発・激甚化が進んでいますので、県内の他市町村でもこうしたシステム導入の推進が予想されます。そこで質問ですけれども、行政事務の効率性あるいは費用面で、県と市町村を包括した一体的な情報収集、伝達体制を構築及び共同運用を行うなど、今後の県と市町村における防災関連システムの体制について、検討の余地があるのではないかと私は考えておりますが、当局の所見を熊本防災危機管理課長にお伺いいたします。

**熊本防災・危機管理課長** 委員からも御説明ございましたけれども、県の総合防災情報システムにつきましては、県と市町村、また消防等をネットワーク化いたしまして、災害



時における迅速かつ的確な各種情報の伝達、収集、共有を図ることを目的としたシステムでございまして、平成17年9月に運用を開始してございます。その後、平成27年から28年にかけてまして更新を行い、平成28年8月から現在のシステムを稼働しておりまして、近年も随時、機能向上のための改修を行っております。

このシステムでは、県と市町村で被害状況や災害対策本部の設置の有無、避難指示の発令状況、避難所情報などを共有でき、県では毎年度、市町村や消防職員等を対象とした操作研修会も実施しているところでございます。

また、高岡市や黒部市におきましては、独自の防災システムを導入されておりますけれども、黒部市では令和4年7月、高岡市では昨年12月に県の総合防災情報システムと連携いたしまして、情報が共有されているということでございます。

このように、県と市町村間ではシステムを通じた災害情報の共有は円滑に行われており、特段問題がないものと認識しております。ただ、今後、市町村から課題や問題点などの御相談があった場合は、丁寧に対応してまいりたいと考えております。

**横田委員** 県内では高岡市と黒部市だと。たしか県のシステムは東芝だったと思いますし、高岡市はアジア航測。防災システムとは違いますが、例えば自治体クラウドは県と市町村で一体的に共同運用を図って、割り勘効果で経費の節減も図っているということ。基礎自治体は基礎自治体でさらにその内部の情報共有を図るために別のシステムを導入して、県との入力との連携は図られているということなんです。県内に15市町村ありますので、それぞれがそれぞれの会社のシステムを入れて、県は県で県と市町村とのシステムを入れるということで、そこに何か費用面でもっ

と効率化が見いだせるのではないかということを検討していただければと思っております。

続きましてもう一問、今ほど申し上げましたとおり、高岡や金沢などで内部の情報共有が図れる目的でのシステム導入が進んでいますけれども、県は市町村よりも行政区域が広範囲で職員数も多く、また今後は労働力人口の減少も進むということから、効率的に行政事務が行われているのかということが懸念をされます。

そこで、県庁内における災害時の情報共有はどのように行われているのでしょうか。今後の方針も含めまして、同じく熊本防災危機管理課長にお伺いいたします。

**熊本防災・危機管理課長** 県におきましては、被害状況や各部局における災害対応状況などにつきまして、各部局が出席いたします危機管理連絡会議等の開催、知事や関係部局長がメンバーとなって参加しておりますグループチャットなどによりまして、県庁内における情報共有を行っております。

また、先ほどの県の総合防災情報システムへのアクセス権限を関係部局に付与いたしまして、システム上で災害情報を共有できる体制を構築してございます。

一方、県で昨年12月に取りまとめた災害対応検証報告書におきまして、迅速に情報共有する体制を強化するためということで、デジタルツールを活用した情報共有手順の整理、短時間で被害情報等の取りまとめが可能となるよう、被害報告等の様式の統一などを改善の方向性として位置づけたところでございます。

このため、今月4日から大雪への対応におきましては、車両が立ち往生した場合に運転手等へ迅速に物資配布するための部局横断のグループチャットの開設や県の関係部局に加え、市町村、県警及び富山地方気象台が参加するウェ

ブ会議によるホットラインの設置など、デジタルツールを積極的に活用して情報共有体制を強化したところでございます。

また、県庁内での効率的な情報収集・共有のため、統一した被害報告様式の運用も開始いたしました。県といたしましては、引き続きデジタル技術を活用しながら、県庁内での迅速かつ円滑な情報共有が効率的に行えるよう取り組んでまいります。

**横田委員** いろいろと取り組まれているということで、引き続き不断の見直し、改善等を行っていただければなと思っています。ありがとうございました。

なお、今回は質問いたしませんけれども、大雪関連でいいますと、今回の大雪で県道を含めた歩道除雪が追いつかないという中で、歩行者が車道を往来される非常に危険な状況が散見されました。これは、県民への注意喚起を含めまして様々な対策が考えられると思いますけれども、ひとたび事故が起これば、車対人ですので歩行者の生命の危機につながるものであります。事故発生後では取り返しがつきませんので、その対策も検討を進められるようお願いいたします。私からの質問を終わります。

**立村委員** 私からは、まず私立学校について伺います。

今、国においては、高校の授業料の支援に関しまして与党・野党間で協議がなされています。先ほど部長のお話にもありましたけれども、公私を問わず無償化の範囲が拡大していくことはどうも確実な情勢であります。その動向について、私も、当局もそうでしょうが、注視されているところかと思えます。

私から伺いたいのは、私立学校の教員の処遇についてであります。まず、公立学校の教員については、いわゆる教

職調整額が現行の４％から段階的に１０％に引き上げる方向で協議が進んでいると承知をしております。では、私立学校の教員はどうなるのかと。文科省の令和７年度概算要求によれば、私立高等学校等経常費助成費等補助の一般補助分として、前年度比３％増の８６８億円が計上されています。この８６８億円という数字の根拠が分からないもので、仮にこの予算がそのまま成立したとしても、私立学校の教員の処遇改善に十分なのか、本県への配分は十分になされるのか、危惧されるところであります。そこで、今後の私立学校教員の処遇はどうなるのか、水上学術振興課長にお伺いします。

**水上学術振興課長** 公立学校教員につきましては、教員に優れた人材を確保する必要性に鑑みまして、教員の処遇改善等を図るため、残業代の代わりに給与に上乘せされている教職調整額の基準となる額を給料月額４％から１０％まで段階的に引き上げることなどを内容とした、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法等の改正案が閣議決定されまして、国会に提出されているところです。

一方で、私立学校教員につきましては、労働基準法が適用されるため、給料月額の２５％から１６０％の範囲内で残業代が支給されております。このため、公立学校教員とは一概に比較はできないものの、国の新年度予算案においては人件費のほか物価・光熱費の高騰等への対応に必要な経常的経費の増加を勘案しまして、私立高等学校等経常費助成費補助、今ほどおっしゃいました一般補助分におきまして、生徒等１人当たりの国庫補助単価を最終的には０．１％増額されて計上されております。

本県としても、これに呼応しまして、また私学の生徒数の増加等にも伴いまして、前年度比３．４％増の２０億４,５３３万

円を計上させていただいたところです。

私立学校教員の給与を含みます処遇につきましては、各学校法人が決定するため、各法人の判断に委ねられることになります。各法人において、今回の法改正等の趣旨を踏まえるとともに、教員確保や必要な設備投資などを踏まえた学校運営上の経営判断に基づきまして、適切に対応されるものと考えております。

**立村委員** 文科省の見解では、現在では公立と私立の教員の平均給与はほぼ同水準であるとのことであります。人材確保が厳しい時代ですので、私立の教員の給与などの処遇についても引き続き、今ほど御答弁いただきましたが、予算も十分なされているところではあります。けれども、1点確認させていただきたいのですけれども、今ほど課長がおっしゃったように、確かに私立学校については基本的には法人の自己決定に委ねられる分が多いかと思います。仮に経常費補助がこのまま増額されたとしても、そのお金を必ずしも給与に充てる義務はない。それは法人の判断になるということは課長がおっしゃるとおりだと思いますけれども、そういった増額分については、ある程度は人件費に充ててくださいといったことを県として、例えば要請や指導をなさるつもりはないのかどうかということを確認したいと思います。

**水上学術振興課長** 今ほどの質問については、先ほども申しましたとおり、私立学校教員の処遇につきましては、各学校法人が決定されることだと考えております。各学校法人において公立学校教員などの処遇も踏まえまして、適切に対応されるものと考えております。

**立村委員** 分かりました。そういった教員の処遇について、県としても引き続き御配慮いただければと思います。

次に、県の私学に対する特色教育補助金についてお伺い

します。

先ほど、令和7年度の新年度予算案で専修学校に対する分について課長から御説明があったところです。御存じのとおり、私学関係者からはこの補助金に対して使途が限定されていて使いにくい、学校にとって自由度が高い経常費補助に切り替えてほしいといった意見があるところであります。

こういった意見を踏まえまして、今後県としてはどのように取り組んで、対応されていくのか、水上課長にお伺いします。

**水上学術振興課長** 県内の私立学校では、建学の精神に基づきまして、特色ある教育を実施されております。県では、私立学校がその特色や強みをさらに伸ばすことができるよう、私立高校特色教育振興事業費補助金や私立専修学校特色教育振興事業費補助金により支援しているところです。

例えば、私立高校につきましては、教育カリキュラムの充実、国内外で優秀な成績を期待できる部活動の強化、少人数教育の実施、国際教育の推進、ICTを活用した教育の推進、生徒の悩みや不安に対応する教育相談体制の充実など、教育の質の向上につながる多彩な支援メニューを設けておりまして、今年度からは通訳やサポート人材等の配置など、外国人入学生の受入れのための環境整備につきましても、新たな支援メニューを加えているところです。

また、私立専修学校につきましては、今ほどおっしゃいましたが、立村委員はじめ県議会での御指摘も踏まえまして、昨年9月、県内専修学校を訪問させていただきまして、補助制度への要望等について聞き取りを行いました。専修学校からは、卒業者の約8割が県内企業に就職するなど、人材の県内定着に重要な役割を果たしていることを評価してほしい、学科新設や再編に向けた経費を支援してほしい

などといった御意見を伺ったところです。

こうした御意見も踏まえまして、新年度におきましては県内就職率を引き上げた場合の加算の新設、学科新設・再編等に向けた経費への支援について検討しているところです。県としては、引き続き県内私立学校と意見交換しながら、より一層建学の精神に基づいた特色ある教育を展開できるように、支援やその運用改善にも努めてまいりたいと考えております。

**立村委員** 今の子供たちは、行ける高校より行きたい高校を選ぶという傾向が顕著に表れてきている時代かと思います。そして今、公私比率がなくなることによって、公立高校との競争がある意味激しくなるのかなと、そういうふうに思っております。場合によっては経営が苦しくなる私学が出てくる可能性もあり得ることでもあります。ただ、子供たちの選択肢を増やすという意味では、そういった私学の重要性は今後ますます高まっていくものと考えておりますので、今後とも、今ほど課長からも御答弁がありましたが、引き続き必要な支援をお願いしたいと思います。

次に、NHK跡地の活用についてお伺いいたします。

昨日、知事から来年度予算案の発表があったところですが、1年前、今となっては今年度の予算発表資料に、県庁周辺県有地等有効活用基本構想の検討というタイトルで2,500万円と記載されておりました。当時それを見たとき、私はコンペをやるということは聞いていたのですが、そのほかに何に使うんだろうと思いながら、ちょっと聞く機会を失っておったまま本日に至るわけです。今回の暫定活用に向けた資料を拝見して、そういった準備に1,800万円かかるのかということではあります。

そこで、今後の方向性をいま一度確認させていただいて、頭を整理したいんですけれども、今後、複数年の利用も可

能とするなど暫定利用の拡大を図るとのことですけれども、令和7年度に取りまとめる県庁周辺エリアの中長期的な活用に向けた基本構想にどのようにつなげていくのか。昨年10月からのNHK跡地の利用実績と併せて、吉井県有財産活用推進課長にお伺いします。

**吉井県有財産活用推進課長** 昨年10月からのNHK跡地の利用実績から申し上げます。9月まで土壌調査をやっている、10月に、まず若者を中心としたキッチンカーなどの出店、あとたき火を囲むイベントを開催しております。それから、11月にまちめぐりとやまが企画し富山青年会議所が中心に開催します駅周辺から総曲輪などの中心商店街地区までの面的なイベントがありますけれども、その一環としてペット関連ブースや子供のアスレチック、それから働く車の展示を行っております。

このイベントの主催者から伺っておりますと、いろいろなイベントを行ったところ、子供連れ、家族の利用がすごく多くて、このエリアの需要というものは確認できたという声、それから今後もどんどん使っていきたいという好意的な御意見を頂いております。一方で、事業者との対話の中で、イベントを考えていたんだけど、砂利ではなかなかちょっと厳しかったと。舗装など整備してあったほうが使いやすかったという意見も頂いているところです。

こうした意見も踏まえて、先日記者発表をさせていただきましたけれども、舗装や芝生の整備を実施して、県庁前公園とも一体的に活用できるように配慮するということ。それから来年度から、これまで1か月程度の割と短い期間のトライアルのみだったんですけれども、それに加えて数年程度の活用の事業提案も募集することによって、事業の幅の広がり、一帯の活性化を期待しております。

こうしたことによって、アイデアコンペで頂いた提案を



踏まえた実験的な取組として、例えばインバウンドをはじめとした観光客をもてなす仕掛けや、まちの回遊性を高めるモビリティの設置の取組といったことを重ねまして、本格活動に向けた知見を蓄積するということ。それから、県庁周辺エリアで活動されるプレイヤーの発掘・育成ということにも取り組んでいきたいと考えております。

また今後、県民の皆さんや民間事業者の皆さんなどと意見交換などで幅広く意見を反映いたしまして、熟度を高めて来年度中に基本構想を取りまとめていきたいと考えております。

**立村委員** 暫定利用を通じて将来的な本格運用に向けた知見を蓄積されていくというお話があったかと思います。あと、プレイヤーの育成といいましょうか、未来の担い手といいましょうか、そういったことを育成されていくということに関しては、異論はないところであります。

1つ気になるのが、管理の問題であります。私は、更地となったあの土地を見るたびに、この広大な土地を誰がどう管理するのかということが気になっておりました。時折、県民会館の来場者の車が列をなす道路に面しています。待っていた、そこの列をなしていた車が駐車を諦めてか、突然右側へ出てくることも見受けて、危険だ、安全面での配慮がちょっと必要ではないかと。

あと、今は囲いがしてあるので無断侵入ということは考えられませんが、仮にオープンにするのなら、無断駐車とかいったことがないのかということも気になるところであります。暫定利用案を拝見したところ、芝生エリアでは県庁前公園との一体的な活用ということも言っておられます。県庁前公園の指定管理者にこの土地も管理してもらうのか。であれば指定管理料として公費支出が伴うことになるわけですから、使用料は徴収しないのかと思うわけであります。

そこでお伺いしますが、暫定利用の間——暫定といってもそれなりの期間になると思うのですけれども、当該土地の管理は誰が行うのか。また、使用料を徴収する考えはないのか。吉井課長にお伺いします。

**吉井県有財産活用推進課長** N H K の跡地につきましては、おっしゃられたとおり、現在、中長期的な活用に向けた取組が行われるまでの間の暫定的な利用期間ということであること、いろいろ取組を行っていただくに際しては、その内容について県庁周辺エリアの３つのありたい姿に即している取組かどうかということを経県で判断して、実施してもらっているということもありまして、県が直接管理を行うこととしています。

委員御懸念の安全面への配慮についてですけれども、現在敷地内への車の進入を防止して、歩行者との接触事故等を防止するために、敷地全体にロープを張り巡らせております。イベント開催時で主催者の搬入等を行うために関係車両が出入りする場合には、主催者に対して車両の誘導や歩行者の安全配慮といった対策を徹底するように依頼をしておるところであります。

今後、芝生、アスファルトの整備によりまして、恐らく利用の増加が見込まれると思っておりますけれども、敷地への車の進入対策はこれまでどおり実施していきたいと思えますし、増加するイベント開催時においても主催者に対する安全対策の徹底をこれまで以上にしっかり呼びかけてまいりたいと思えます。

使用料に関してですけれども、暫定利用については、県にとってはこのエリアの潜在的な需要や市場性を確認したいという意向があるということ、それから、いろいろ取組していただくことで、この暫定利用期間のにぎわいの創出につながるということ。さらに、官庁街は、やはりプレー

ヤーが少ないと言われている場所でもありますから、このエリアでのプレーヤーの発掘・育成といったことにもつながるということを期待して実施しているものでありますから、使用料については無償ということにさせていただいております。

委員御指摘のとおり、暫定利用についてはまずは安全第一で利用いただくということは重要であると考えております。その上で、この場所がいつも何かでにぎわっていると、それを見た県民の皆さんがわくわく感を感じていただけるという場所になるように、利用をどんどん推進してまいりたいと考えております。

**立村委員** 管理については課長もおっしゃいましたが、いわゆる最終形ではないので、暫定ですので、そういったことは理解できます。あと使用料につきましても、今のお話にもありましたが、未来への投資という感じなのですかね、そういうふうに考えて、取られないということかと思えます。

ただ、課長も最後おっしゃいましたが、繰り返しになりますが、利用者は責任を持って管理を行って、事故などがないようしっかりと今後とも引き続き周知を徹底していただければと思います。

次に、小水力発電についてお伺いいたします。

昨日、国の中長期的なエネルギー政策指針であるエネルギー基本計画の改定案が閣議決定されました。それによれば、再生可能エネルギーを2040年度の電源構成のうち4割から5割程度に引き上げることが示されたところがあります。

本県においても、カーボンニュートラルの実現に向けて様々な取組がなされていると承知しておるところであります。一昨年に実施されました小水力発電導入可能性調査

の結果、有望地点とされた16か所について、事業化に向けた現在の進捗状況を前山カーボンニュートラル推進課長にお伺いいたします。

**前山カーボンニュートラル推進課長** 小水力発電導入可能性調査におきまして有望地点とされた16地点につきましては、昨年5月にその概要を県のホームページで公表いたしますとともに、カーボンニュートラル推進課内に小水力発電導入サポート窓口を設置いたしまして、事業化に向けた調整に努めてまいりました。

現在までに、県の内外19事業者から問合せや相談がありまして、関係者への情報提供等を実施したほか、農業用水路につきましては、土地改良区などの施設管理者と発電事業者とのマッチングを目的とした事業説明会を計3回開催したところでございます。公表いたしました16地点以外におきましても、複数地点で発電事業者からの問合せや事業化に向けた相談がありまして、同様に情報提供等を実施しているところでございます。

事業化の現況でございますが、10の事業者が11地点で関係者との協議や現地調査など事業化の検討に着手しておりまして、その一部では流量調査、発電所の概略設計、あるいは地域の様々なステークホルダー——利害関係者の調査など、事業化に向けた具体的な検討が進められているところでございます。

加えて、本調査結果の公表を契機といたしまして、小水力発電への機運が高まったと考えているのですが、16地点以外でも民間事業者や国の支援制度を活用する県内市町村におきまして、採算性の調査やあるいは民間提案の公募といったものが行われているところでございます。

今後とも、調査結果を最大限に活用いたしまして、本県のカーボンニュートラルの実現に向けて引き続き県内での

小水力発電の導入が促進されますよう、情報提供や関係者間のマッチングなど事業化に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

**立村委員** 着々と進んでいる内容をお聞かせいただきまして安心したところであります。調査を調査だけで終わらせることなく有効に活用するためにも、やはり一つでも多く事業化されることが望ましいと思います。引き続き、今ほど課長のお話にもありましたが、県としてやはり伴走的に支援していく必要がある分野かと思っておりますので、引き続きよろしくお願いしたいと思います。

**庄司委員** 私からは1問質問したいと思います。

地方創生とデジタルトランスフォーメーションの推進ということなんですけれども、12月11日の経営企画委員会でも、データの利活用に係る体制の構築ということを、長岡課長にも質問させていただいております。政策に関連する情報や統計データを活用して、エビデンスに基づいた施策の推進をしていかなければならないといった質問で、しっかり進めていくと、DX人材の育成や確保、そしてまたKPIなどを指標にした政策の推進や、そして進捗状況を確認しながら成果を出していくというお話をいただいております。

そういった中、しっかりこういったことが進んでいくのだろうと私も思っておりましたが、2月16日日曜日、日本経済新聞の1面だったのですけれども、「〈エビデンス不全〉地方創生の虚実」ということで記事がありまして、この中に富山県のDXに関する施策について少し書かれていました。

ちょっと読みますと、富山県と県内7市町村は、2022年度から5年間の計画で始めたT o y a m a D i g i t a l T r a n s f o r m a t i o n P r o j e c t —

この19億6,900万円の財源の半分は国からの地方創生の交付金ということなのですが、この事業のレビューの中で達成したとなっているのが、県立大学で受け付けたDXの相談が23年度に目標の10件を超えて14件に達していたと。これに基づいて達成をしているというような国の評価であったということなのですが、実はこの事業には重要指標が4項目あって、残りの3項目は未達であったという記事です。

データ利活用の官民連携組織への参加数が、120企業・団体の目標に対して実績はゼロということであったということで、要は結果が伴っていないのではないかという指摘なのです。私が冒頭で言ったように、データを基にした政策立案を今進めていかなければならないと県が言っている中で、その大本になっている事業が実はエビデンスに基づいていない事業であるのではないかということが記事になっていたわけです。

そういったことで、地方創生の交付金を活用したこの事業の今言ったような4項目のKPI、これがどういったものであったのかということ。そしてまた令和5年度の実績では、今言ったように1つの項目のみ達成して、3項目は未達ということであったんですけれども、その未達の項目とその要因、そしてまた、5年間の計画ということでもありますので、この後の計画もあり、今後どのようにしてこの達成に向けて取り組んでいかれるのか。長岡デジタル戦略課長にお伺いしたいと思います。

**長岡デジタル戦略課長** デジタル田園都市国家構想交付金地方創生推進タイプの実施計画の一つでありますToyama Digital Transformation Projectでは、データ活用の好循環を軸としたDXの推進というのを目指しまして、令和4年度から8年度まで

の５年間の計画で様々な取組を進めることとしております。

計画のＫＰＩでございますが、年度ごとに目標を設定し、達成状況を公表しているところでございます。令和５年度末までの実績——これは４年度、５年度の２年間の累計になりますけれども、この４つのＫＰＩのうち、１つは今ほど御紹介いただきました県立大学におけるＤＸに関する相談受付件数——ＤＸに関連する県立大学と企業等との共同研究などでございますけれども、これは目標値１０件に対しまして実績１４件と達成しているところでございます。

もう一つ、データ利活用による地域課題解決の取組件数を取り上げております。これは、主に例えばデジポック実証事業の取組など、そういったものを掲出しておりますけれども、こちらが目標２０件に対しまして実績が１９件と、ほぼ達成という状況でございます。

３つ目に、県立大学でのＤＸ関連教育を受けた社会人数というところ、目標が８０人に対しまして実績が６４人、８割程度ということで、こちらもほぼ達成という状況かと認識をしております。

一方で、先ほどゼロと御紹介いただきましたＫＰＩでございます。データ利活用を推進する官民連携の組織に参加する企業・団体数です。こちらは、目標１２０団体に対しまして、令和５年度末では実績がゼロでございました。こちらですけれども、民間企業の意見等を踏まえまして、官民連携組織の設置に先立ちまして、まずはデータ連携基盤の構築に注力したということのほか、能登半島地震を踏まえまして防災分野のデータ利活用を優先するということにしました。そういったことなどによりまして、官民連携の組織、そういったものに参加する団体というのをちょっと後に送ったということが要因となっております。

データ利活用につきましては、昨年度末に県の基盤が完

成しまして、今年度から本格的に運用を開始しております。昨年4月にはデジタル防災マップを公開しましたほか、子育て支援のデジタルポイントの運用や射水市でのデジタル商品券配布事業等によりまして、現在約740の企業がこの取組に参加をしていただいております。

このため、今年度末時点でのK P Iの目標値が、これは60プラスして180という目標値、6年度末で180なんですけれどもこちらに對しまして実績は大きく上回ってくるものと見込んでおります。

なお、この実施計画、今ほどのK P Iで御紹介したものの以外にもたくさんの事業に取り組んでおりまして、例えば県内中小企業のデジタルによる課題発掘や解決講座の実施、新世紀産業機構でのデジタル化相談窓口の設置運用、このほかにも富山大学、富山市と連携して実施しておりますデータサイエンス連携事業など、学校教育の支援、社会人向け各種セミナーの開催などで様々な取組を実施しております。成果も出しているところでございます。

引き続き、K P Iの達成というのはもちろんですが、地域課題の解決や県内経済の成長、県民の暮らしの向上に向けて、D Xの取組を進めてまいりたいと考えております。

**庄 司 委 員** 未達はあるのですが、かなり達成に近いような数字であったということ、そしてまた、ゼロであったというところも、この後その基盤をつくったこともあって大きく企業の登録も増えて、一気に達成できるだろうというお話であったので、少し安心しました。

ただ、その基盤をつくり人をつくる、育成するというのはスピードが要求される分野でありながら、時間が必要だと思いますので、なかなか限られた人材の中で進めていくのもちょっと限界もあるのではないかと実は思っています。



て、外部人材なども活用してということもあると思いますけれども、一気にそこにちょっと人も入れないと、スピードを上げて前に進まないのではないかなという思いもあります。そういったことから、ぜひスピードを上げていくためにも、また人もそこに投入していただいて、一気に加速していくような流れをまたつくっていただいて、少しでもデジタル化のスピードについていけるような施策の推進を図っていただきたいと思いますので、お願いいたします。

**瘡 師 委 員** それでは、私から高校の公私比率撤廃について申し上げたいと思います。

この項目については、本議会でも結構取り上げられるのではないかと思いますので、今回私からは、経営管理部所管の範囲内で簡単に触れさせていただきたいと思っております。

2026年度以降、県内の県立高校と私立高校の入学定員割合の基準となる公私比率が設定されないことになりました。公私比率の撤廃については、これまでも議会において度々議論されており、いずれはという予想もありましたが、少子化が進み、中学卒業予定者数の減少は明らかでありますので、また高校授業料無償化に向けた国の議論が進められる中において、いよいよ覚悟を決めるときが来たというのが今回の決定ではないかと思います。

この決定は、県教育委員会が現在34校ある県立高校を2038年までに20校程度とし、新しい学校をつくるという発想で取り組むとされる県立高校再編に大きな影響を与えると思いますし、また私立高校側においても、私学間の格差が拡大して、経営不振から閉校、合併等の流れを加速させるリスクをはらんでいると考えるものであります。

それだけに、私学関係者や県、県教育委員会で構成され

る富山県公立高等学校連絡会議では、慎重かつ大胆な議論が取り交わされたと推察いたします。そこで、令和6年度に4回開催された富山県公立高等学校連絡会議においてどのような議論の経過をたどって、今回の公私比率撤廃に決着したのか、また今回の合意によって期待されるものは何か、水上学術振興課長に伺いたいと思います。

**水上学術振興課長** 県立・私立高校の入学定員割合——いわゆる公私比率につきましては、昭和56年度以降45年にわたり、私立高校関係者、県、県教育委員会で構成します公立高等学校連絡会議におきまして意見調整の上、決定されてまいりました。

令和8年度以降の公私比率につきましては、昨年度、令和5年度の会議におきまして、公私双方から「これまでの公私比率の考え方を維持することには限界が来ており、何らかの新しい考え方が必要」という意見が出されたところでありまして、今年度はそうしたことも踏まえ、5月以降4回にわたり会議を開催し、協議を重ねてまいりました。

会議におきましては、当初「大まかな目安を決めてはどうか」といった意見、「将来的には公私比率や基準を設定しないことも考えられるが、当面は現在の公私比率を緩和した新たな基準を設けたらどうか」といった何らかの目安を残してはという意見もありましたが、県内の生徒数の減少や県外高校を含めた進学先の多様化を踏まえまして、最終的には公私双方が切磋琢磨しながら、富山県の高校教育の魅力を一層高めていくという観点から、「令和8年度以降の公私比率は設定せず、各設置者が適正な定員管理を行う」との合意に至ったものです。

今回の合意を受けまして、県立、私立が社会の変化や生徒の多様なニーズを踏まえまして、より柔軟な発想で創意工夫を凝らし、生徒から選ばれる学校づくりをすることで、

本県の高校教育の魅力が一層高まることを期待しております。

**瘡師委員** 公私比率というのは、どちらかと言えば私立に配慮してきた側面があるのではないのかと。昭和の時代に生徒数が激増してきたことを背景に、特に県立志向の強い本県においては、生徒の受皿として私立の経営を安定させる狙いもあったのかと私は思っております。そういう中で、今回は双方の合意、歩み寄りというのが適切かもしれませんが、そういったことは非常に、発展的な合意であったと思います。他県では、27道府県では公私比率が設定されていない。これは多分もともと設定されていなかったんだろうと思います。ですから、最近になって公私比率を廃止するというケースは非常に珍しい。そういう意味では非常に大きな富山県の高校教育の改革であるのかなと、思っております。

それで、今ほどお話があったように、今回の決定をもって公立・私立が同じ土俵で社会の変化や生徒の多様なニーズを踏まえ、富山県の高校教育の魅力を高めていく方向性が鮮明になったと考えられます。今後の富山県公立高等学校連絡会議の在り方、位置づけはどうなるのか、水上課長に伺います。

**水上学術振興課長** 富山県公立高等学校連絡会議は、県内高校教育の振興を図るため、公立間の諸問題について連絡調整を図ることを目的として、昭和55年に設置されております。これまで公私比率が協議内容の中心でありましたが、令和5年度からは公私比率に関する内容のみならず、公立・私立それぞれの高校の魅力向上などの取組についても、意見交換を行うこととしたところです。

また、新たに県中学校長会に御協力いただきまして、中学校での進路指導の状況や部活動等で県外に進学する生徒

の状況、あとは県立高校の2次募集などについて、中学校長を交えて意見交換を行ったほか、本県高校の魅力向上に向けた有意義なアドバイスを頂いたところです。

今回の合意を受けまして、令和8年度以降は公私比率を設定しないということになりましたが、富山県の高校教育の魅力を一層高めていくために、今後も引き続き会議を開催しまして、公私協調の下、様々な情報交換を行ってまいりたいと考えております。

**瘡師委員** 以前は、県内の中学生の高校選択の理由の1番は、行ける学校だったと思うんですが、最近は高校で何を学びたいか、何を指したいかという、行きたい学校を選択する傾向が強くなってきております。そういう中で懸念されるのは、高校進学時にやはり県外へ出ていくケースが非常に多いと。私はたまたま砺波に住んでおりますが、砺波市から金沢の私立高校へ進学するケースは普通になっております。

それから、先ほどお話があったように、部活動で競技のスキルを上げたいということで、県外の私立強豪校に進学する、あるいは県外に本部のある通信制の高校への進学も増加傾向にあるということで、やはりここは富山県の高校教育としては公立・私立本当に一体となって魅力化に取り組んでいかなければいけないということを私は思っております。

私立高校は、1校だけ工業科の専門高校があるのですが、あとはほぼ普通科でありまして、コース分けしているというのが現状なのです。そうしますと、職業系学科の公立・私立合わせたバランスはどうなるのかと、そんなことも私は個人的に思っております。そういったことを含め、これから公私立高等学校連絡会議で非常に建設的な会議を重ねられることを期待申し上げまして、質問を終わります。

**彼岡委員** 大分時間も過ぎました。皆さんお疲れでしょうけれども、責任は当局の予算説明が長かったからこうなっているのです。だから、議員のせいではございませんので、あくまでも御了承いただきたい。

簡単に言います。今回の立春寒波、2月3日まではもう暖冬で安心していたのですが、4日から寒波が来て、今回また2回目の寒波が来ております。その寒波についてです。久しぶりの大雪で、残念ながら私の市でも除雪でお年寄りが用水に落ちて亡くなられたという残念な結果もあったわけですが、報道等でも出ておりますが、今回の寒波で県内の死傷者の状況をお伺いしたいと思います。

**熊本防災・危機管理課長** 今月4日から8日かけまして県内に強い寒気が流れ込み、各地で大雪となりました。除雪作業中の転倒ですとか、屋根の雪下ろし中の転落、屋根からの落雪などによる死傷者が多数発生しているということでございます。

現時点での人的被害の状況についてでございますが、残念ながら亡くなられた方が3人、負傷者が32人、うち重傷が9人、軽傷が23人となっております。なお、本日報告事項で配付してございます資料から軽傷が1人増えておりますので、その点御留意いただければと思います。

**彼岡委員** そこで、大きな被害と言って過言でないわけですが、この原因とか今後の対策、県としてはどう考えておるのか。

**熊本防災・危機管理課長** この被害の原因等についてでございますけれども、亡くなられた3人については除雪中に用水に転落されたと見られる方がお一人、屋根からの落雪が原因と見られる方が2人となっております。年齢といたしましては80代から90代の方でございます。

負傷者につきましては、32人のうち除雪作業中の転倒や、

屋根やはしごからの転落によるものが、その32人のうち約8割の26人、残りの6人が落雪によるものでございました。また、年齢についてですが、70歳以上の方が約7割の23人となっておりまして、御高齢の方の負傷が非常に多くなっております。

県では、4年前の大雪の教訓を踏まえて策定いたしました大雪タイムラインに基づきまして、危機管理連絡会議を開催し、知事メッセージにより、除雪作業や屋根の雪下ろしについて安全に注意いただくよう県民の皆様をお願いするとともに、また県の公式XやLINEを活用し、除雪作業時の注意事項について発信を行ってまいりました。今週も強い寒気の流れ込みによりまして、本県で大雪警報が発表されるおそれがございますけれども、除雪作業中の転倒や落雪などによる被害が発生しないよう、引き続き注意喚起を行うとともに、特に御高齢の方の被害防止に向けまして、市町村とも連携した情報発信に取り組んでまいります。

**彼岡委員** 4年前のときは交通の関係の渋滞など、そういう被害が多かった。人身被害は今回のほうがひどいと思いますね。だから県も、特におっしゃるとおり高齢者の方が大半ですから、今回のこの経験も踏まえて、今度の大雪でも注意喚起をぜひしっかりとお願いしたい。

続いて、もう一点は、今、石破政権になって地方創生を、いろいろな交付金はもちろん力を入れておりますが、それに呼応してといいましょうか、今の知事は防災庁、これは私から言うと突然、突発的に急に出てきたなという感覚を持つわけで、もちろん昨年の能登地震があったためではもちろんあると思いますが、私に言わせれば、お隣の能登が発端ですから、こう言うては、富山の石田知事にはあれかもしれないが、石川県のほうが本当はふさわしい。個人的な意見です。石川県も今手を挙げておるそうですが、その

辺、まずなぜ防災庁を誘致しようということが始まったのか。今度組織再編で推進担当の課が、設けられるようですが、その辺も含めてまず伺います。

**浜元行政経営室行政運営課長** 政府機関の地方移転につきましては、分散型国づくりの観点から、昨年12月に政府が決定した地方創生2.0の基本的な考え方に明記されたほか、先月の石破総理の施策方針演説においても、防災庁など政府関係機関の地方移転、国内最適立地を推進するという御発言があったところでございます。

県では、これまでも全国知事会の場合でありますとか、政府主催知事会の場合でも、新田知事からこうした政府機関の地方移転を要望してきた経緯がございます。また最近では新田知事から石破総理や伊東地方創生大臣はじめ橘官房副長官、佐藤官房副長官に対しても4つの政府機関の移転を要望したというところが経緯でございます。

このうち、委員からお話のありました防災庁を誘致する理由でございますけれども、本県は能登半島地震において被災県・支援県両方の立場での経験、教訓の蓄積がございます。それから、今後30年以内に高い確率で発生すると言われております首都直下地震や南海トラフ巨大地震が発生した際、首都圏などとの同時被災リスクが低いこと、それから、日本海側の真ん中に位置し、陸海空のインフラが充実していることなど、本県の特性を踏まえますと、本県に防災庁を設置することが、本県だけでなく国全体の災害対応力の強化、それから大規模災害発生時のリスク分散、リダンダンシーの確保につながり、国益にもかなうと考えております。

国では、防災庁の設置に向けまして、先月末に防災庁設置準備アドバイザー会議の初会合が開催されたところでございます。今年の夏までに防災庁の組織の役割や体制など

の骨格が取りまとめられると聞いております。引き続き防災庁の誘致活動をしっかりと展開してまいりたいと思っております。

**彼岡委員** 隣の石川県も欲しがっているから、ちょっと厄介かなと思うのです。本当は仲よくしているはずなので、知事同士仲がいいはずなのですが、今度はけんかすることになるのも残念でございますから、お隣の石川県とまたうまく調整できるものならしていただきたいと。長くなりますから、ここで、南里部長に一言。

**川上委員長** 南里部長に答弁を求めるということですね。

**彼岡委員** はい、それで終わります。

**南里経営管理部長** 富山県としては、今行政運営課長が答弁したとおりでございますけれども、新田知事の強い思いで、昨年の夏の全国知事会でも、知事の中で唯一でございましたけれども、もう一度地方を元気にすることをやろうと、政府機関の地方移転をやろうということと呼ばけられたわけでございます。

正直、事務方も10年前のことを思い出して、あのとき省庁はみんな反対しました。なかなかその評価というところは難しいところもございます。政府機関が移転してどうだったのかという検証は国のほうでもされておりますけれども、もちろん全く成果がなかったとは申し上げませんけれども、それで今の地方創生、どうかというような点もありながら、昨年の夏から新田知事が提案してきたところでございます。

防災庁の話、隣県との関係もございましてけれども、ぜひ石川県のためにもと思って私ども提案しております。能登半島地震の災害対応はまだ残るのでございましょうけれども、そこにもアクセスも近いというところ、インフラの整備についてもなかなかまだ難しいところあるかもしれませ



んけれども、そこをお支えするためにも、私たち被災県でもありますけれども、支援県として最も活躍した県と自負しておりますので、そういったところでもお支えできると思っております。

昨年末の地方創生の基本的な国の方針には、政府機関の移転について、防災庁だけではなくてというのが書き込まれましたので、きっと石川県さんも、防災庁のみならず提案もされていくのかと思いますけれども、とにかく富山県というのは、能登半島地震発災以降、本県の復興が北陸全体の復興につながるものだとということでロードマップも作ってきた県でございます。決して我田引水ではなく、日本のためになる地方に政府機関の移転というものを力強く提案してまいりたいと考えております。

どうぞ議会の皆さんも、これは政府それから国会に提案を一緒にできればと期待しておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

**筱岡委員** 分かりました。よろしくまたお願いします。

**大門委員** 大変おなかもすいてきた頃でありまして、筱岡委員もちよっといらいらしてきたのかもしれませんが、私で最後でありますので、どうかよろしく願いをしたいと思います。

先ほど南里部長からも、令和7年度の予算の話もありましたが、総額6,006億円の予算であります。その歳入の話なのですけれども、企業の業績が大変よかったことで、地方交付税が思ったよりも富山県に入って、県税のほうも大変好調であったという話もありました。

これは、昨年12月に改正されました税制改正の影響もあって、この予算が組まれたものだと思っております。前回の委員会でも、103万円の壁の話もしたかと思いますが、当時は178万円になるかもしれないという想定の中で話を

しておりまして、そういったことになりますと、各市町村で約380億円の減収になるのではないかという話を、委員会でしていたことを覚えております。

今回、まだ国のほうで動向が変わるような雰囲気も出ておりまして、またよく分からない状況がありますが、一応123万円までいわゆる103万円の壁が拡大されました。そこにおきまして、まだ決着はついていないですけれども、富山県における個人住民税や地方交付税の影響というものはどのようなものがあったのか、本吉税務課長にお伺いしたいと思います。

**本吉税務課長** いわゆる年収103万円の壁の見直しにつきましては、副委員長から御紹介いただきましたとおり、昨日自民・公明・国民民主3党での協議が再開されまして、新たな案についても報じられているところです。ただ、現在も協議が進められている段階でして、また個人住民税に関する内容というのが不確かなところがございますので、昨年度末に決定されました令和7年度与党税制改正大綱、それに基づきまして国会に提出されております税制改正関連法案、これをベースにしまして説明させていただきます。

税制改正大綱におきましては、国税である所得税等の諸控除を時代に合ったものに見直しされるということで、その中で個人住民税におきましては、給与所得控除の最低保障額を現在の55万円から65万円に10万円引き上げるということとされまして、その一方で、基礎控除の額については現行の最高43万円というのをそのまま据え置くと。また、改正の適用年度を令和8年度からとされておりまして、地方の税財政に対する影響に配慮がなされたものと受け止めております。

当初、年収103万円の壁を178万円まで引き上げた場合の影響として、県、県内市町村を合わせて年間約330億円、

ガソリン減税の50億円の減を加えますと380億円という大幅な減収が懸念されていたところでしたが、今回の税制改正大綱に基づく影響額の試算では、県分個人県民税で年間約2億円、県内市町村分個人市町村民税では約4億円、合わせて約6億円、これが令和8年度以降の減収見込みとなります。それで、これについては、物価調整に伴う制度改正の範囲という規模で整理されております。

また、この見直しに伴いまして、所得税を原資とする地方交付税についてですが、これは国全体で約2,000億円の減収が見込まれます。しかし、令和7年度の地方財政計画におきましては、堅調な税收動向を反映しまして、地方交付税総額は対前年度比3億円の増の19兆円が確保されております。現時点では、今回の減収による影響を含めましても、適切に地方財源が確保されていると認識しております。

**大門委員** この税制改正が行われまして、ある程度地方に配慮をしていただいた予算配分になったのかなと思っております。今後こういった形で決着をするかによって、また変わってくると思いますけれども、またそういったことも注目しながら、地方の税收というものが減らないように国に言っていかなければいけないのかなと思っているところであります。

今のこの税制改正の中に、給与所得控除が10万円上がったことによって、今まで住民税非課税世帯、これは単身世帯であるのですけれども、100万円から110万円に上がったという認識でおります。富山県でも各市町村でも、この住民税非課税世帯に対する支援というのはいろいろと行っていることだと思っております。まさしく物価高対策でもいろいろそういったことがあるのかなと思っているところでもありますけれども、そこでこの住民税非課税世帯の範囲も拡大することが予想されるわけですが、その影

響について伺いしたいと思います。

**本吉税務課長** これも税制改正大綱及び法案をベースにした御説明となりますが、副委員長からも御紹介いただきましたとおり、今回の諸控除の見直しによりまして、単身者の非課税ラインというのが所得税で年収103万円までから123万円までに引き上がりまして、個人住民税では年収100万円までから110万円までに10万円引き上がるということになります。

これによりまして、個人住民税については令和7年以降の収入がその年収プラス10万円の引上げ幅に該当してくる単身者の方については、令和8年度以降は非課税になってくるということになります。

また、今回の見直しでは、大学生年代の皆さん等に関する特別控除、これは大学生年代の子供の給与収入が150万円までは親の特定扶養控除対象になるというふうに拡充される制度になるのですが、この創設も盛り込まれています。これにより、控除対象の増加というものも見込まれます。

こうした住民税の非課税対象の増加、控除対象の増加における具体的な対象人数とか影響額は、この見直しによりまして個々人の方がどのように働き方を調整されるかを確かむことが難しいので、正確に把握することは難しいですが、先ほど申し上げた今回の諸控除の見直しによる影響額、県と市町村合わせてマイナス約6億円と、物価調整に伴う制度改正の範囲になると考えられます。

また、この非課税対象が広がることによって、各種給付等の諸控除、これについても税制改正大綱の中で関係省庁と連携して影響のないように対応していくとされておりますので、影響はないものと考えております。

引き続き協議が行われておりますので、引き続き県の税

財政に対する影響など関係者での議論を十分注視してまいりたいと思っております。

**大門委員** 大変複雑な制度というのもあるわけですが、また決着もついていない部分でもあります。そういったところの動向を見ながら、また対応をお願いしたいと思っております。

それでは、先ほど立村委員からも質問がありましたが、NHKの跡地活用について質問していきたいと思っております。

昨年、NHK跡地の、県庁周辺の跡地の利活用についてコンペが行われまして、本当に大変すばらしいアイデアが出ておりまして、またそれが県の広報紙にも載っております。県民の方も大変関心度が高くなってきているのではないかとと思っております。

そういった中で、先ほども回答がありましたけれども、10月、11月といろいろなイベント、行事ごとをあのエリアを使っていただきまして、今後どうしたらいいのかという御意見もたくさん頂いた。そういった中で、今後の暫定の活用を進めていこうということで先ほども話がありましたけれども、芝生広場であったり、アスファルト、また砂利のエリアということで、イベントであったり中長期的に何かそこにショップを置いてだったり、いろいろな活用案が出されているところではありますが、まずはこれらの計画の目的と狙いについて、吉井県有財産活用推進課長にお伺いしたいと思います。

**吉井県有財産活用推進課長** 今、副委員長からお話がありました県庁周辺エリアアイデアコンペでは、県庁周辺エリアを一体的に整備して、広場など緑豊かな空間を基本に、憩いのスペースやにぎわい・交流創出等の機能を配置するというような全体的な提案が多かったと思っております。

こうした提案も参考にしまして、より様々な活用方法を実践いただけるように、先ほどもお話ししましたけれども、砂利敷のままではちょっと使いづらいといったお話もいただいておりますので、こういったことも参考にしまして、まずは天然芝を整備する部分については、県庁前公園との一体的な活用、ランチマルシェなどの際にそこに滞在して憩いの場として活用いただくと。それから、アスファルト舗装をする部分につきましては、イベント、スポーツを楽しむ場ということで活用していただく。さらには、城址大通りの一部につきましては砂利敷を残すこととしておりますけれども、この部分ではたき火ですとかキャンプみたいなこともできるように、それからコンテナなどを置いてチャレンジショップをしていただくなどの活用もできる場として整備させていただくと。4月末頃までを目指して整備を行いまして、ここの活用を活発化させたいと思っております。

これまでの1日から1か月程度の短期のイベント等の提案については、芝生とアスファルトのエリアで引き続き募集させていただいております。春頃から新しく城址大通り側の砂利敷の部分で一定の投資が予想されます数年程度の活用の提案について募集を開始したいと考えております。

県としましては、今回の整備などによりまして、NHK跡地の活用の幅が広がって、このエリアの活性化につながる様々な提案が多く寄せられること、それから県民の皆さんにこの場所でいつも何かが行われていて賑わっている、楽しそうだというわくわく感を持ってもらうというようなことも大事だと思っています。それから、今後の本格活用に向けた我々としての知見の蓄積、このエリアで主体的に活動できるプレイヤーの育成にもつながることを期待しております。

**大門委員** その暫定活用については大変賛成でありますし、ぜひ使っていただいて、そういった知見を増やしていただきたいと思っているところであります。

来年度、基本構想の策定という流れの中で、恐らく基本構想ができて、その中でこういった管理をしていくかによって流れが変わってくるのではないかと考えていますけれども、もしかしたらPark-PFIを活用するのか、指定管理でやってくるのか、そういったことが恐らく基本構想の中に入ってくるのではないかと考えています。

そういった中で、基本構想が終わりまして、基本設計、実施設計と、いろいろと段階を踏んでいくのかと考えておりまして、恐らくその暫定活用の期間は3年ぐらいなのかと勝手に私自身は予想をしておりまして、その後、工事、そういったことになって、あそこがうまいこと形になっていくという流れになってくるのではないのかと考えておりますけれども、来年度の基本構想も含めまして、最終的な完成形はどのように想定をして進めていかれるのか、御質問いたします。

**吉井県有財産活用推進課長** 現在、庁内のプロジェクトチームで、この県庁周辺エリアについていろいろ検討しているわけなのですが、その中ではウォーカブルで一体的な歩行者空間を生み出すこと、それから県庁舎をまちに開かれたにぎわいの拠点として活用するという、それから、富山駅から商店街、この間の連続性、回遊性を高めるということをアクションプランとして今取りまとめをしている最中でございます。

先ほどもお話しいたしましたけれども、アイデアコンペのいろんな提案の中では、これも繰り返しになりますけれども、全体としてエリアを一体的に、NHK跡地ならそこだけ、県庁前公園ならそこだけということではなくて、一体

的に整備をして、広場などの緑豊かな空間を創出すると。それから、そこに憩いのスペースやにぎわい・交流創出等の機能を配置するといった提案が多く見られております。

この県庁周辺エリア、土地のポテンシャルを十分に活用できていないということもございますし、活性化策を実行していくプレイヤーが乏しいという、こうしたことが中長期的な活用にあたっての課題と捉えております。そのため、アイデアコンペで頂いた提案をはじめとしまして、様々なこれまでに得られたアイデアなどを基にしまして、来年度有識者による検討会も立ち上げて、基本構想策定に向けた検討をしていきたいと考えております。

また、意見交換などを通じまして、住民、プレイヤーともにそのまちの在り方というものを考えて、全ての主体が実行者となるエリアマネジメントを行うこととしたいと思っております。令和7年度末までに基本構想を取りまとめるその検討の中で、NHK跡地も含めた県庁周辺エリアの有効な利活用の方法の検討を進めてまいりたいと考えております。

**大門委員** まさしく県庁前広場とNHK跡地、そして県庁周辺と、いろいろなエリアがあると思っております。この県庁前公園、NHKだけでとらわれず全体的な発想で、本当に今までにないアイデアと発想で、あそこの周辺本当にポテンシャルがあるエリアだと思っておりますので、そういったことも踏まえて今後進めていただけたらなと思っております。どうかよろしく願いをいたします。

**川上委員長** ほかにありませんか。——ないようでありますので、これをもって質疑・質問を終わります。

## 2 陳情の審査

**川上委員長** 次に、陳情の審査に入りますが、今回は付託されておられませんので、御了承願います。



以上で、付議事項についての審査は終わります。

この際、ほかに何か御意見等がありますか。——ないようでありますので、これをもって委員会を閉会いたします。

経営企画委員長 川上 浩